

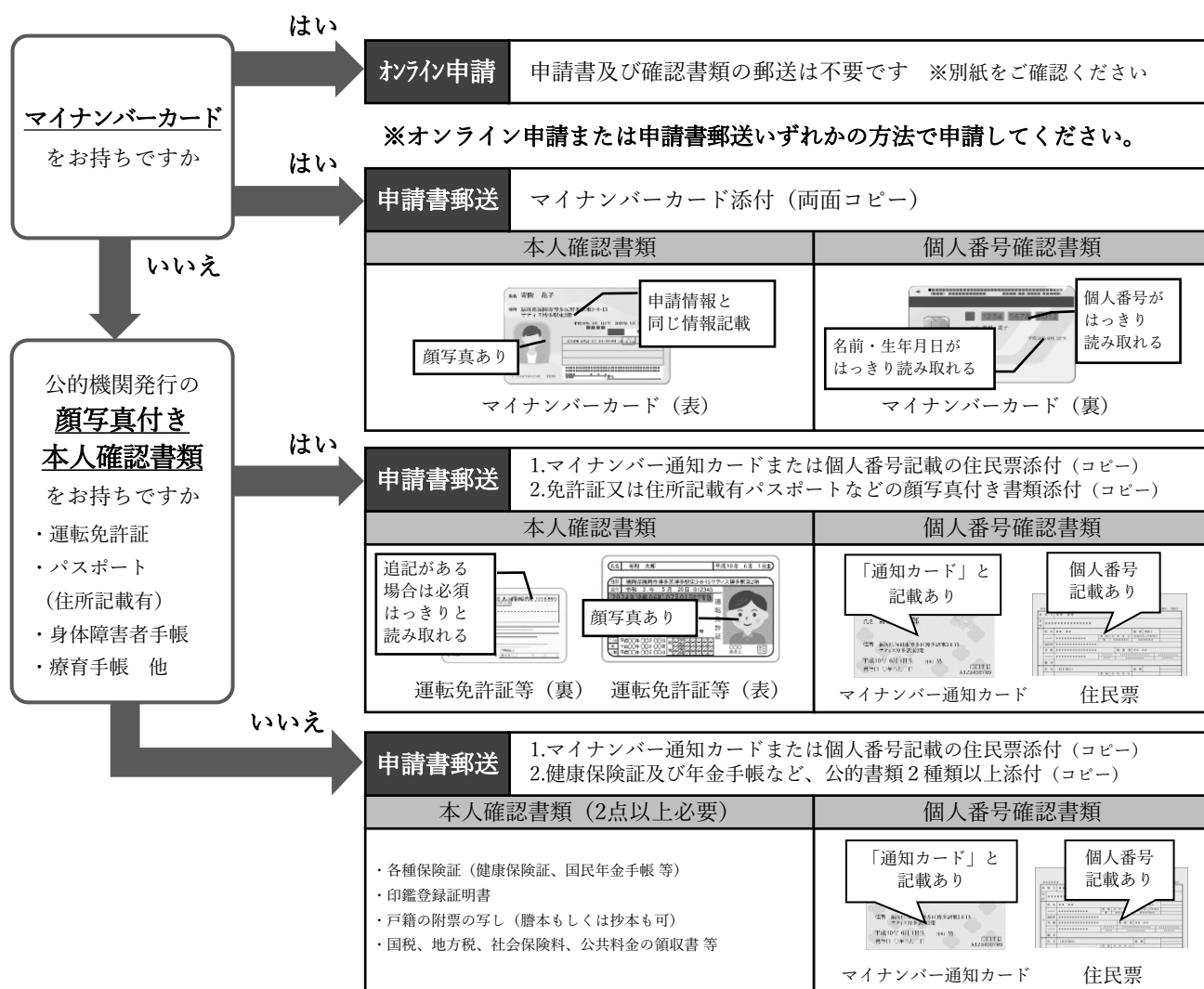
ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請について

平成27年4月に創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」につきまして、制度の適用を希望される場合には、下記に記載の内容をご確認いただき、ご希望の申請方法にて寄附翌年1月10日までに申請をお願い申し上げます。

なお、申請書提出後、記載内容に変更があった場合には、寄附翌年1月10日までに、所定の様式による変更手続きが必要となりますので、下記担当までお問い合わせ願います。

～【ご注意】ワンストップ特例を申請しても適用されない場合があります～

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした。
- ・年内（1月～12月）を通し、「ふるさと納税」を行う先（地方公共団体）が6箇所以上だった。
- ・寄附した翌年の1月1日の住民税課税住所が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。



【ワンストップ特例申請に関するお問い合わせ先】

〒380-0823 長野県長野市南千歳2-12-1長野セントラルビル705

レッドホースコーポレーション株式会社 ふるさとサポートセンター（ワンストップ特例申請業務委託先）

電話：0120-381-369 9：00～17：30（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

メール：info-nag-fsc@redhorse.co.jp